	十八	十九	二十	二十一
	民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十九条第二項（同法第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五十五条（同条の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面	登録原因を証する書面
ニ　分割前の根抵当権について担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登録されているときは、その定め				
ホ　分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号				
	民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十九条第二項（同法第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五十五条（同条の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面	登録原因を証する書面
	十八	十九	二十	二十一
	民法第三百九十八条の十第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本の確定した場合において、第十八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の登録がされているときは、その登録の単独申請は、当該登録名義人が単独で申請することができる場合に限る。	民法第三百九十八条の二第一項の規定により根抵当権の担保すべき元本の確定した場合において、第十八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の登録がされているときは、その登録の単独申請は、当該登録名義人が単独で申請することができる場合に限る。	民法第三百九十八条の二第四項の規定により根抵当権の担保すべき元本の確定した場合において、第十八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の登録がされているときは、その登録の単独申請は、当該登録名義人が単独で申請することができる場合に限る。	買戻しの特約の登録
				買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意による定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め

	二十二	二十三	二十四
信託に関する登録	信託の登録	信託財産に属する樹木採取権等の変更の登録（第五十一条第一項の規定により新たに定められた受託者が単独で申請するものに限る。）	信託財産に属する樹木採取権等の変更の登録（次項及び第二十六条の登録を除く。）
	イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書についてはその謄本）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面	令第五十一条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面及び新たに受託者が選任されたことを証する書面	イ　令第四十八条第一項第二号の定めのある信託に属する樹木採取権等の変更に係る信託財産に属する樹木採取権等の登録を申請する場合において、同号の定めがあるときは、同法により指定された受益者であることを証する書面
	ロ　イに規定する信託以外の信託にあっては、登録原因を証する書面		ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する樹木採取権等の変更の登録に係る登録を申請する場合において、次に掲げる書面
	ハ　信託目録に記録すべき事項を証する書面		(1)　当該受益者が受益証券が発行されているときは、当該受益権に係る受益証券
			(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条第一項に規定する振替受益権者であり、同法第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者が同法第百二十七条第三項の規定により同法第二百七十二条第二項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十二条第二項の規定により交付を受けた書面
			(3)　当該受益者が信託法第百八十五条第二項の受益権者であるときは、同法第百八十七条第一項の書面